
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

事業所番号												
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等					割引	
各サービス共通				地域区分	1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 その他	—
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活支援 3 通院等乗降介助		特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
12	訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし	2 あり				/
				緊急時訪問看護加算	1 なし	2 あり				
15	通所介護	1 単独型 2 併設型	1 痴呆型 2 一般型	時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可				1 なし 2 あり
				機能訓練指導体制	1 なし	2 あり				
				食事提供体制	1 なし	2 あり				
				入浴介助体制	1 なし	2 あり				
				特別入浴介助体制	1 なし	2 あり				
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			
16	通所リハビリテーション	(区分廃止)		時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可				/
				個別リハビリテーション提供体制	1 対応不可	2 対応可				
				食事提供体制	1 なし	2 あり				
				入浴介助体制	1 なし	2 あり				
				特別入浴介助体制	1 なし	2 あり				
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 理学療法士	
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし	2 あり			/	
21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独・居住福祉型 4 併設・空床・居住福祉型	1 I型 2 II型 3 III型	機能訓練指導体制	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型				
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			
22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設	1 I型 2 II型	リハビリテーションの加算状況	1 なし	2 あり				/
				痴呆専門棟	1 なし	2 あり				
				夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型				
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 理学療法士	

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	割引	
23 短期入所療養介護	1 病院療養型	1 A型 2 B型 3 C型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 3 減算型Ⅲ	/
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型A 3 加算型B 4 加算型C 5 減算型	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
			特定診療費項目	1 感染対策指導管理 2 重症皮膚潰瘍指導管理 3 薬剤管理指導	
	リハビリテーション提供体制	1 総合リハビリ施設 2 理学療法Ⅱ 3 理学療法Ⅲ 4 作業療法Ⅱ 5 作業療法Ⅲ 6 その他			
	2 診療所療養型	1 Ⅰ型 2 Ⅱ型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
			リハビリテーション提供体制	1 総合リハビリ施設 2 理学療法Ⅱ 3 理学療法Ⅲ 4 作業療法Ⅱ 5 精神科作業療法 6 その他	
			3 痴呆疾患型	1 Ⅰ型 2 Ⅱ型 3 Ⅲ型	
職員の欠員による減算の状況					1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他				
4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
32 痴呆対応型共同生活介護			夜勤体制	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
33 特定施設入所者介護			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
43 居宅介護支援			特別地域加算	1 なし 2 あり	
51 介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 居住福祉型介護福祉施設 4 小規模居住福祉型介護福祉施設	1 Ⅰ型 2 Ⅱ型 3 Ⅲ型	居住費低所得者対策	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
			障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
			リハビリテーションの加算状況	1 なし 2 あり	
52 介護老人保健施設		1 Ⅰ型 2 Ⅱ型	痴呆専門棟	1 なし 2 あり	/
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員	

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等			割引	
53 介護療養型医療施設	1 療養型	1 A型 2 B型 3 C型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ			/
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用			
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型A 3 加算型B 4 加算型C 5 減算型			
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員			
			特定診療費項目	1 感染対策指導管理 2 重症皮膚潰瘍指導管理 3 薬剤管理指導			
			リハビリテーション提供体制	1 総合リハビリテーション施設 2 理学療法Ⅱ 3 理学療法Ⅲ 4 作業療法Ⅱ 5 精神科作業療法 6 その他			
	2 診療所型	1 I型 2 II型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ			
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導			
			リハビリテーション提供体制	1 総合リハビリテーション施設 2 理学療法Ⅱ 3 理学療法Ⅲ 4 作業療法Ⅱ 5 精神科作業療法 6 その他			
	3 痴呆疾患型	1 I型 2 II型 3 III型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員			
リハビリテーション提供体制			1 精神科作業療法 2 その他				
介護保険施設			食事提供の状況	1 別表第二注1該当 2 別表第二注2イ該当 3 別表第二注2ロ該当			—

注意事項

1. 従来の様式上備考として掲載していた記載上の注意事項については、報酬告示後に記載要領とあわせて別途示す予定。
2. 既存事業所における廃止・再編される項目等の移行の扱い
 - ◆ 短期入所療養介護（病院療養型）および介護療養型医療施設（療養型）における施設等の区分については、新たな届出が行われない場合はⅡ・Ⅲ・Ⅳ型がA・B・C型にそれぞれ移行、従来Ⅰ型として届け出ている場合はA型に移行するものとする。
 - ◆ 短期入所療養介護（病院療養型）および介護療養型医療施設（療養型）夜間勤務条件基準については、新たな届出が行われない場合は加算型Ⅰ・Ⅱ・ⅣがそれぞれA・B・Cへ移行、従来Ⅲ型として届け出ている場合は基準型へ移行するものとする。
 - ◆ 通所リハビリテーションの施設等の区分は廃止され、一本化される指定基準を満たす場合は従来の届出の内容にかかわらず同一の施設区分として扱う。
3. 既存事業所における新設される項目等の扱い
 - ◆ その他該当する体制等については新設された項目については、届出がない場合は「なし」または「対応不可」とみなす。
 - ◆ 訪問介護の施設等の区分については、新たな届出が行われない場合は、身体介護と生活支援が届け出られているものとみなす。
4. 介護老人福祉施設の居住費低所得者対策について
 - ◆ 施設等の区分が3または4の場合のみ「2あり」の届出が有効となる。
5. 特定診療費項目、リハビリテーション提供体制について
 - ◆ 報酬告示時点の特定診療費項目により内容を変更することがありうる。